

由利本莊市立地適正化計画

届出の手引き

由 利 本 莊 市

目次

1 由利本荘市立地適正化計画策定に伴う届出について	1
2 住宅開発・建築等に関する届出	3
① 届出の対象となる行為	3
② 届出に必要な図書	4
3 誘導施設の開発・建築等に関する届出	5
① 届出の対象となる行為	5
② 誘導施設	6
③ 届出に必要な図書	7
4 誘導施設の休廃止に関する届出	8
① 届出の対象となる行為	8
② 届出に必要な図書	8
5 手続きの流れ	9
① 届出の時期	9
② 届出・相談先の窓口	10
③ 留意事項	10
6 都市機能誘導区域及び居住誘導区域	11

7 都市機能誘導区域及び居住誘導区域 12

参考資料 15

様式第十	開発行為届出書	16
様式第十一	住宅等を新築し、又は建築物を改築し、 若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書	17
様式第十二	行為の変更届出書	18
様式第十八	開発行為届出書	19
様式第十九	誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、 若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書	20
様式第二十	行為の変更届出書	21
様式第二十一	誘導施設の休廃止届出書	22

1 由利本荘市立地適正化計画策定に伴う届出について

本市では、令和6（2024）年8月1日に「由利本荘市立地適正化計画」を公表しました。

計画公表後は、立地適正化計画で定める居住誘導区域外で一定規模以上の住宅の建築行為又は開発行為を行おうとする場合、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、**30 日前**までに市への届出が義務付けられます。

また、届出の内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の **30 日前**までに届出が必要となります。

対象となる開発行為又は建築行為を行おうとする場合は、事業を検討する早い段階からご相談ください。

なお、立地適正化計画は都市計画区域内を対象とした計画であることから、都市計画区域外における住宅や誘導施設の開発・建築等行為・休廃止等については届出不要です。

【留意事項】

- ・ 区域外での建築又は開発が、誘導区域内での立地誘導を図る上で支障があると認められるとき、市は立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。
- ・ 届出をせずに、又は虚偽の届出をして住宅や誘導施設の建築行為や開発行為を行った場合、30 万円以下の罰金に処する場合があります。なお、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出に関する罰則はありません。（都市再生特別措置法第 130 条第 2 項及び第 3 項）
- ・ 宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等において、届出義務に関する規定を説明しなければなりません。（宅地建物取引業法第 35 条）

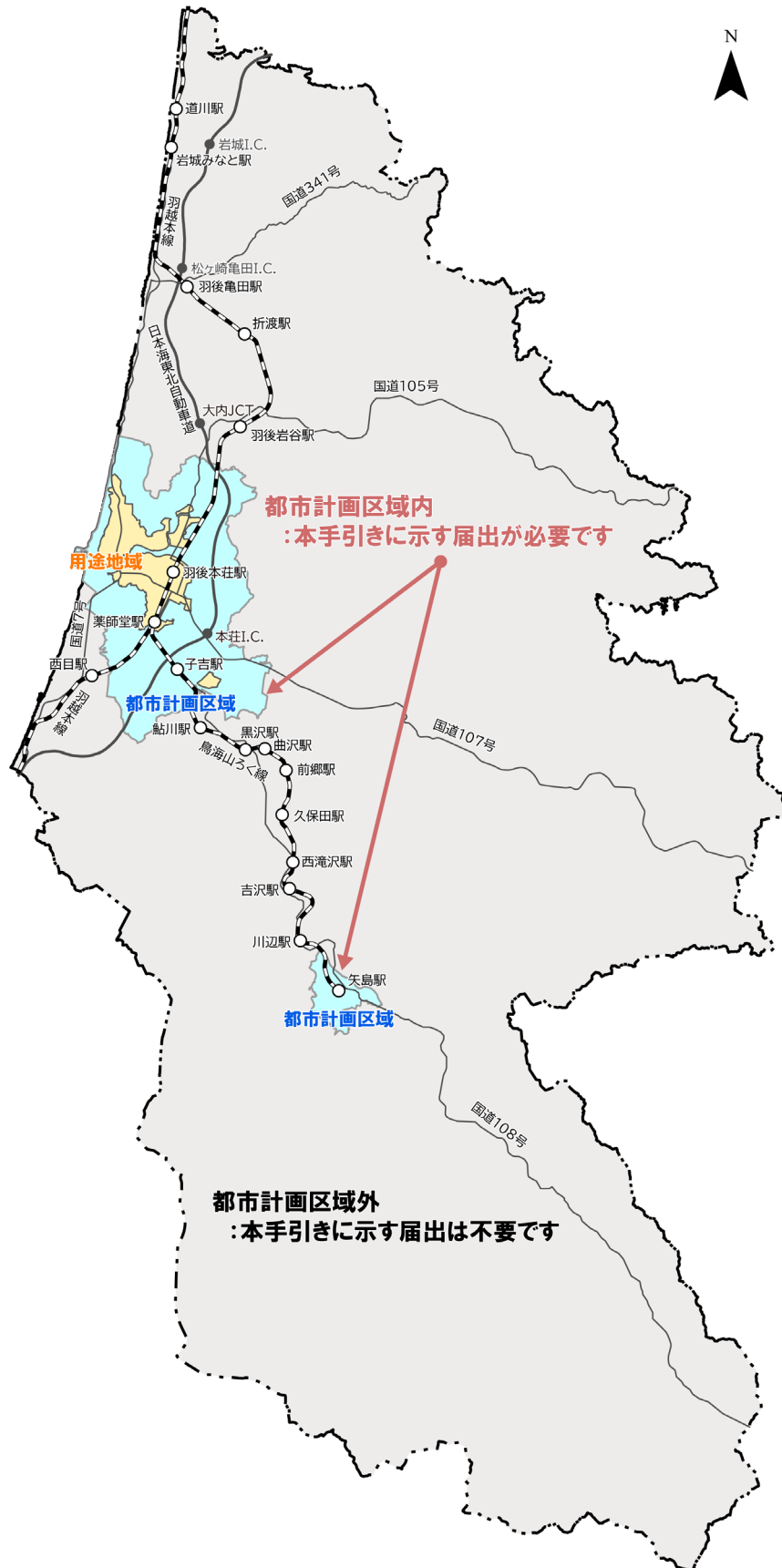


図 本手引きに基づき届出が必要な範囲

2 住宅の開発・建築等に関する届出

対象区域

都市計画区域内の居住誘導区域外

① 届出の対象となる行為

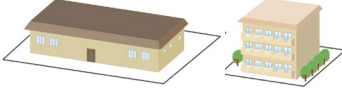
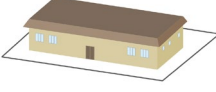
都市計画区域内の居住誘導区域外で、次の開発行為や建築等行為を行おうとする場合には、市が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、これらの行為に着手する 30 日前までに、行為の種類や場所、設計又は施行方法、着手予定日等を市に届け出なければなりません。

開発行為	① 3 戸以上の住宅（共同住宅を含む）の建築目的の開発行為を行う場合 ② 1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000 m ² 以上の規模となる開発行為
建築行為	① 3 戸以上の住宅の新築 ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、兼用住宅を含みます。

※建築等行為を行おうとする区域の全部又は一部が居住誘導区域外にある場合は、届出の対象になります。

【届出が必要/不要な行為の例】

行為の例		届出の要否
3 戸の戸建て住宅団地や 3 戸の集合住宅を建築するための開発行為		届出必要 (開発行為①)
1 戸の住宅建築のための 1,300 m ² の開発行為		届出必要 (開発行為②)
2 戸の住宅建築のための 800 m ² の開発行為		届出不要
3 戸の戸建て住宅団地や 3 戸の集合住宅に関する建築行為		届出必要 (建築行為①)
1 戸の戸建て住宅に関する建築行為		届出不要

【届出の対象とならない行為】

住宅の開発・建築等行為の内、次の行為をしようとする場合は、届出は不要です。

- ・ 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・ 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供する建築物の新築
- ・ 建築物を改築し、又はその用途を変更して、住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供する建築物とする行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

関係法令

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項第 1 号～第 4 号、同法施行令第 34 条、第 35 条

② 届出に必要な図書（各 2 部）

対象行為をしようとする際は、次の図書により各 2 部届け出てください。

内容を確認後、確認通知書とともに 1 部返却します。

開発行為	届出書	・ 様式第十 (都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項第一号関係)
	添付図書	・ 位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度） ・ 現況図（行為地及び周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1,000 分の 1 以上） ・ 設計図（縮尺 100 分の 1 以上）
建築等行為	届出書	・ 様式第十一 (都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項第二号関係)
	添付図書	・ 位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度） ・ 配置図（敷地内における住宅の位置を表示する図面、縮尺 100 分の 1 以上） ・ 二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
上記行為の 届出内容の 変更	届出書	・ 様式第十二 (都市再生特別措置法施行規則第三十八条第一項関係)
	添付図書	・ 上記それぞれの場合と同様

関係法令

都市再生特別措置法第 88 条、同法施行規則第 35 条、第 37 条、第 38 条

3 誘導施設の開発・建築等に関する届出

対象区域

都市計画区域内の都市機能誘導区域外

① 届出の対象となる行為

都市計画区域内の都市機能誘導区域外で、立地適正化計画に位置づけた誘導施設に関する次の開発行為や建築等行為を行おうとする場合には、市が誘導施設に係る開発等の動きを把握するため、これらの行為に着手する 30 日前までに、行為の種類や場所、設計又は施行方法、着手予定日等を市に届け出なければなりません。

開発行為	①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
建築行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※一部に誘導施設を含む複合施設の開発・建築等も届出の対象になります。

※開発行為・建築等行為を行おうとする区域の全部又は一部が居住誘導区域外にある場合は、届出の対象になります。

【届出の対象とならない行為】

誘導施設の開発・建築等行為の内、次の行為をしようとする場合は、届出は不要です。

- ・ 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・ 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ・ 建築物を改築し、又はその用途を変更して、誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

関係法令

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項第 1 号～第 4 号、同法施行令第 42 条、第 43 条

② 誘導施設

届出の対象となる誘導施設は下表のとおりです。

表 誘導施設

誘導施設	
施設区分	分類
文化交流施設	・大ホールや図書館などの複合機能を有する文化交流施設
医療施設	・救急告示病院※
商業施設	・大規模小売店舗
金融施設	・銀行、信用金庫、労働金庫
	・JA(農業協同組合)
	・郵便局（集配局）
児童福祉施設	・子育て支援センター
高齢者福祉施設	・通所介護施設
	・通所リハビリテーション施設
	・地域密着型通所介護施設
	・認知症対応型通所介護施設

※救急告示病院であっても、秋田県医療保健福祉計画に位置付けられた災害拠点病院は対象外とします。

表 誘導施設の定義

区分	施設	定義
文化交流施設	文化交流施設	・由利本荘市文化交流館条例に規定する施設
医療施設	救急告示病院	・救急病院等を定める省令に規定された基準に該当する病院から県知事が認定した施設 ・ただし、秋田県医療保健福祉計画に位置付けられた災害拠点病院は除く
商業施設	大規模小売店舗	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する施設 (大規模小売店舗立地法施行令(平成10年10月16日政令第327号)において、面積は千平方メートルと規定)
金融施設	銀行	・銀行法第2条第1項に規定する施設
	信用金庫	・信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫
	労働金庫	・労働金庫法第6条に基づく免許を受けて金庫事業を行う労働金庫
	JA(農業協同組合)	・農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条に規定する協同組合
	郵便局(集配局)	・日本郵便株式会社法第2条4項に規定するもののうち、集配業務を行うもの
児童福祉施設	子育て支援センター	・児童福祉法第6条の3第6項に規定する施設
高齢者福祉施設	通所介護施設	・介護保険法第8条第7項に規定する、通所介護を行う施設
		・介護保険法第8条第8項に規定する、通所リハビリテーションを行う施設
		・介護保険法第8条第17項に規定する、地域密着型通所介護を行う施設
		・介護保険法第8条第18項に規定する、認知症対応型通所介護を行う施設

③ 届出に必要な図書（各 2 部）

対象行為をしようとする際は、次の図書により各 2 部届け出てください。

内容を確認後、確認通知書とともに 1 部返却します。

開発行為	届出書	様式第十八 (都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項第一号関係)
	添付図書	- 位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度） - 現況図（行為地及び周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1,000 分の 1 以上） - 設計図（縮尺 100 分の 1 以上）
建築等行為	届出書	様式第十九 (都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項第二号関係)
	添付図書	- 位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度） - 配置図（敷地内における住宅の位置を表示する図面、縮尺 100 分の 1 以上） - 二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
上記行為の 届出内容の 変更	届出書	様式第二十 (都市再生特別措置法施行規則第五十五条第一項関係)
	添付図書	上記それぞれの場合と同様

関係法令

都市再生特別措置法第 108 条、同法施行規則第 52 条、第 54 条、第 55 条

4 誘導施設の休廃止に関する届出

対象区域

都市機能誘導区域内

① 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内で、立地適正化計画に位置づけた誘導施設（計画策定前から存する施設を含む。）を休止又は廃止しようとする場合には、30 日前までに市に届け出なければなりません。

② 届出に必要な図書（各 2 部）

対象行為をしようとする際は、次の図書により各 2 部届け出てください。

内容を確認後、確認通知書とともに 1 部返却します。

誘導施設を 休止又は廃止 する場合	届出書	・ 様式第二十一 (都市再生特別措置法施行規則第五十五条の二関係)
-------------------------	-----	--------------------------------------

関係法令

都市再生特別措置法第 108 条の 2、同法施行規則第 55 条の 2

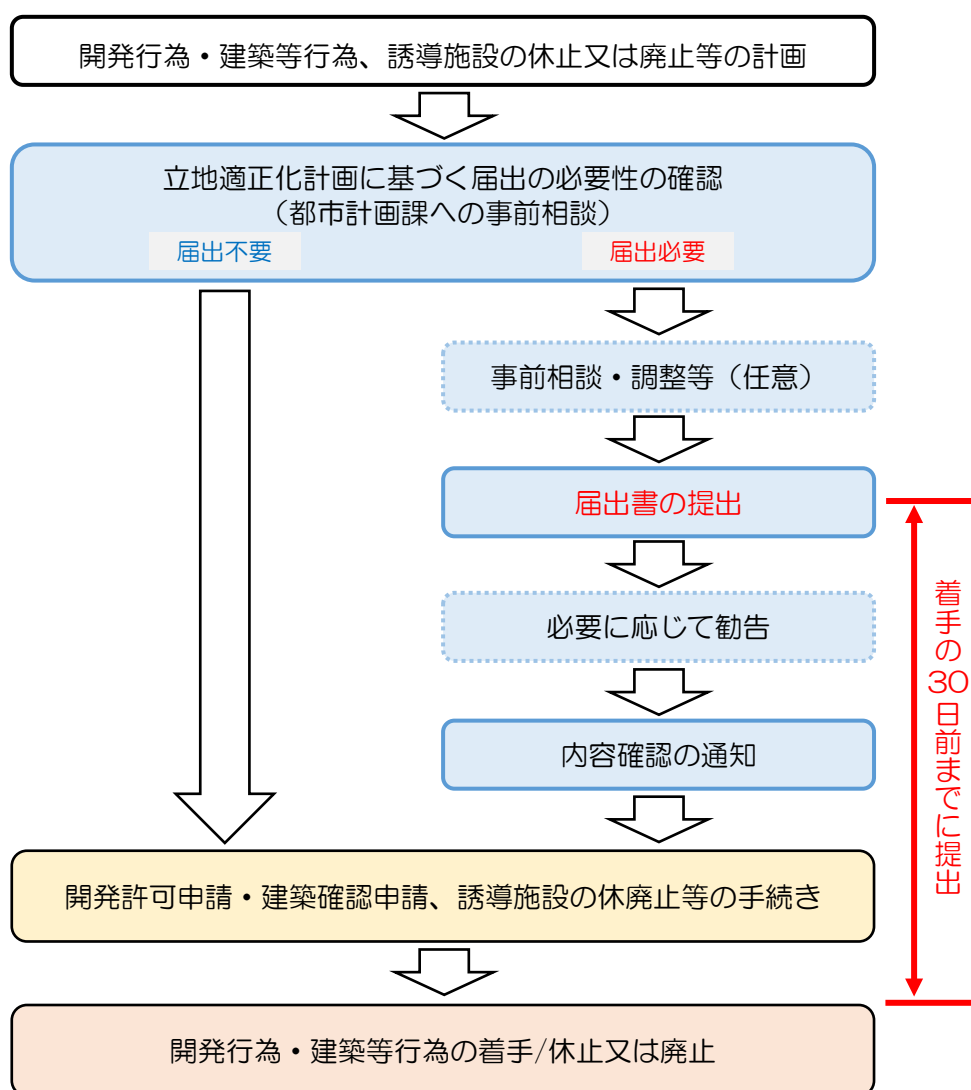
5 手続きの流れ

① 届出の時期

立地適正化計画に基づく届出は、**対象となる行為に着手する 30 日前までに届け出**なければなりません。

届出事項を変更しようとする場合にも、**変更に係る行為に着手する 30 日前までに届け出**が必要になります。

対象となる行為を計画される際には、市への事前相談を検討いただくとともに、届出にあたっては、開発許可申請や建築確認申請に先行して実施されるようご協力をお願いします。



※届出の提出後、内容が変更となる場合には変更に係る行為に着手する30日前までに届出が必要です。

図 開発行為・建築等行為に係る手続きの流れ

② 届出・相談先の窓口

届出及び相談先の窓口は、下記のとおりです。

由利本荘市 建設部 都市計画課

〒015-0801 秋田県由利本荘市美倉町 27-2 由利本荘市役所第二庁舎

電 話：0184-24-6332 F A X：0184-24-1599

E-Mail：toshi@city.yurihonjo.lg.jp

開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く

③ 留意事項

虚偽の届出や届出を行わずに届出が必要な開発行為や建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定（30 万円以下の罰金）が適用されることがあります。

6 都市機能誘導区域及び居住誘導区域

都市機能誘導区域及び居住誘導区域は、次ページに示す区域です。

なお、詳細な区域の範囲は、都市計画課備え付けの誘導区域図で、ご確認ください。

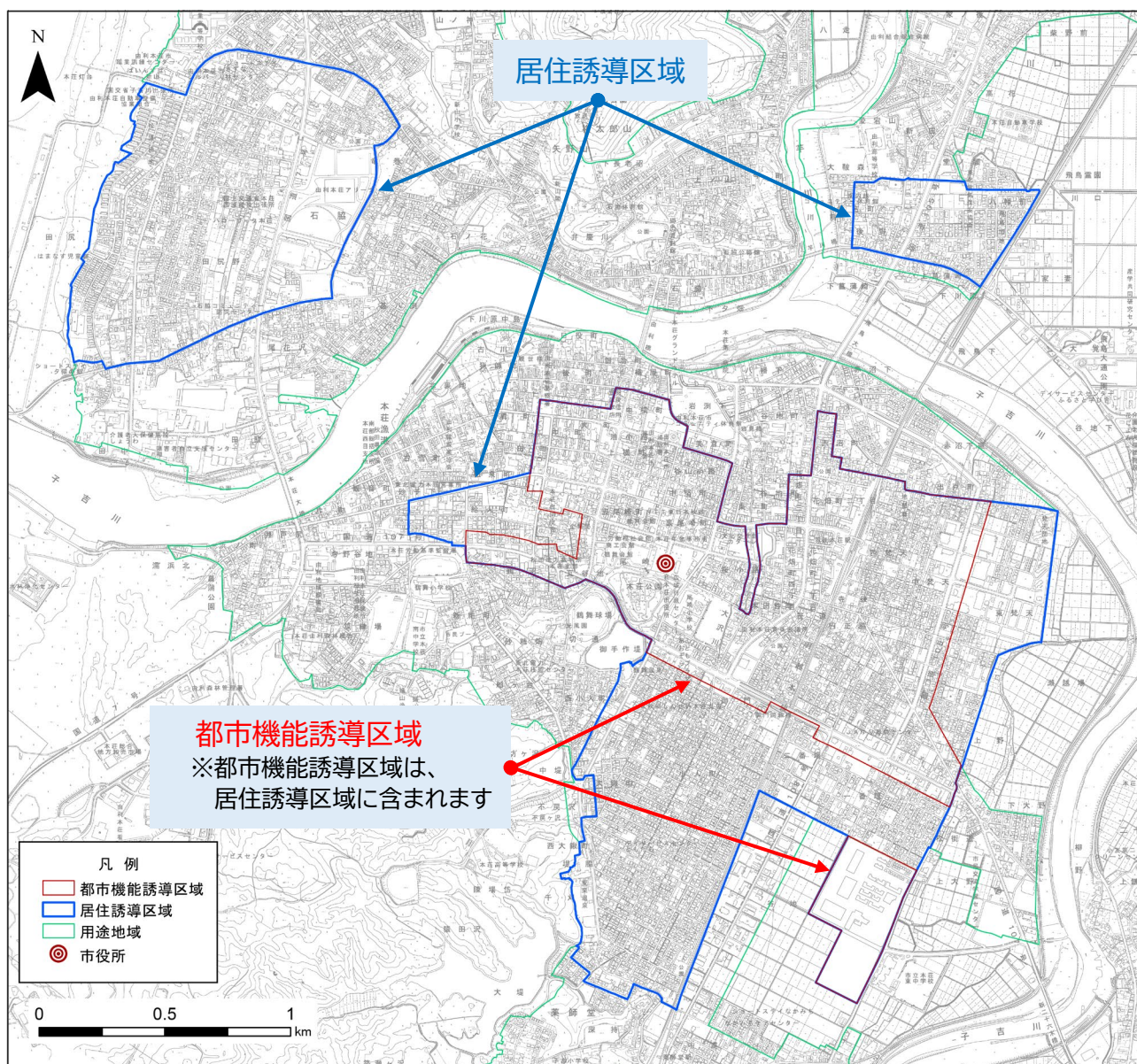


図 都市機能誘導区域及び居住誘導区域

7. 届出手続きに関する Q&A

届出制度全般

Q1	開発許可申請、建築確認申請、地区計画の届出など、ほかの規制等に基づく手続きは必要ですか？
A1	ほかの規制等に基づく手続きは必要です。立地適正化計画に係る届出制度は都市再生特別措置法に基づくものであり、ほかの規制等の手続きに代わるものではありません。

Q2	届出に係る事項に変更が生じた場合はどのようにすればよいですか。
A2	変更に係る行為に着手する 30 日前までに所定の様式により届出を行ってください。

Q3	開発行為と建築等行為を一体的に行う場合は、それぞれの届出が必要ですか？
A3	開発行為と建築等行為それぞれに届出が必要です。

Q4	届出書の面積に、建築基準法による道路後退部分の面積は含まれますか。
A4	含まれます。ただし、既に道路として帰属されている部分については、面積に含みません。

Q5	届出書の地目、面積は何に基づき記載すればよいですか？
A5	地目は土地登記簿、面積は原則として実測に基づき記載してください。

Q6	届出者は誰になりますか。
A6	開発行為の場合は開発行為者で、建築行為の場合は建築主となります。

Q7	代理人による届出は可能ですか。
A7	委任状を提出することにより可能です。

Q8	届出を行わなかった場合、罰則はありますか？
A8	届出をしないで又は虚偽の届出をして開発行為等を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条に基づき罰金に処せられる場合があります。

Q9	届出は何部必要ですか。
A9	2 部（正本及び副本）提出してください。

都市機能誘導区域

Q10	建築物の一部に「誘導施設」を含む複合施設は届出の対象となりますか？
A10	建築物の一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。

Q11	1つの建物で複数の「誘導施設」を有する建築物を建築する場合、届出はそれぞれの施設毎に必要ですか？
A11	誘導施設が1つの建築物に集約されている場合は、届出は1件です。ただし、建築物の用途の欄に、届出対象となる全ての誘導施設名を記載してください。

Q12	「誘導施設」を都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合も、廃止の届出が必要ですか？
A12	届出が必要です。

Q13	誘導施設を廃止（休止）しますが、別事業者が同じ用途で建築物（敷地）を使用することが決まっている場合にも届出が必要ですか？
A13	届出が必要です。届出書に休廃止後の建築物の使用予定を記載する項目がありますので、休廃止後の使用について決まっている場合は記載してください。

Q14	施設の建て替えや改装等で休止する場合にも届出が必要ですか？
A14	届出が必要です。

Q15	休止と廃止の違いは何ですか？
A15	施設再開の意思がある場合は休止、施設再開の意思がない場合は廃止となります。

Q16	都市機能誘導区域外には誘導施設に位置付けられた施設は立地できなくなりますか。
A16	都市機能誘導区域外に誘導施設を立地する場合は、届出の対象となりますが、開発行為や建築等行為が禁止されるものではありません。

居住誘導区域

Q17	届出の対象となる「住宅」とはどのようなものですか？
A17	戸建て住宅、長屋、共同住宅、店舗兼用住宅など居住機能を備えた建築物です。詳しくは、建築基準法における住宅の取扱いをご参考ください。

Q18	サービス付き高齢者住宅や社宅等についても、届出対象の「住宅」に該当しますか？
A18	実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは、「住宅」として取り扱います。

Q19	3戸以上の「共同住宅」を複数棟、一度に建築する場合は、それぞれ届出が必要ですか？
A19	複数の住宅を一度に建築する場合は、届出は1つとし、届出書や添付図面にその内容（A棟、B棟…）が分かるように記載してください。

Q20	開発予定地で3戸以上の住宅を異なる着工日で建築する場合は、届出が必要ですか？
A20	同一の者が、同時期に、隣接する土地で3戸以上の住宅新築等を目的として建築する場合は、各戸の着工日が同時でなくても届出の対象となります。

届出の時期

Q21	開発許可申請、建築確認申請と同時に届出を提出すればよいですか？
A21	開発行為、建築行為の着手30日前までに届け出ることとしています。また、開発許可申請、建築確認申請の提出との前後関係について、法的な定めはありませんが、届出の主旨が立地場所の誘導でもあることから、開発許可申請（または開発指導要綱に基づく協議等）や建築確認申請（事前協議を含む）に先立ち、届出をお願いします。

Q22	着工する（着手）とはどのような状態ですか。
A22	開発行為については造成工事（切土・盛土等）となります。工事請負契約の締結、既設建築物の除却、地盤調査のための掘削やボーリングは着工とはみなしません。 建築行為については建造物本体の基礎工事（杭工事がある場合はその時）を着工とみなします。

Q23	開発行為を行った上で誘導施設を建築する場合については開発行為の前に届出をすればよいのですか。
A23	開発行為、建築行為、それぞれの前に届出が必要となります。

参考資料
(届出様式記入例)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 6 年 6 月 1 日

着手日の 30 日前までに届出が必要

由利本荘市長 様

届出者 住 所 由利本荘市◇◇町○番

株式会社□□□
氏 名 代表 由利本荘 太郎

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	由利本荘市△△町□□番（外○筆）
	2 開 発 区 域 の 面 積	5,000 平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	一戸建ての住宅・共同住宅・長 屋・ その他（ ）
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和 6 年 7 月 10 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和 6 年 12 月 20 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(住宅用区画数) 20 区画 (担当者連絡先) 由利本荘市◇◇町○-○ ××設計株式会社 担当 □□ TEL : 0183-○○-○○○○

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 住 宅 等 の 新 築 } 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 について、下記により届け出ます。 令和 6 年 6 月 1 日 ● 由 利 本 荘 市 長 様 着手日の 30 日前までに届出が必要 届出者 住 所 由利本荘市◇◇町○番 氏 名 由利本荘 太郎	
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 由利本荘市△△町□□番 (地 目) 宅地 (面 積) 800 m ²
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	一戸建ての住宅 ・ 共同住宅 ・ 長 屋 ・ その他 ()
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 令和 6 年 7 月 3 日 (完了予定年月日) 令和 6 年 12 月 25 日 (戸 数) 8 戸 (担当者連絡先) 由利本荘市◇◇町○-○ ××設計株式会社 担当 □□ TEL : 0183-○○-○○○○

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行 為 の 変 更 届 出 書

令和 6 年 8 月 10 日 ●

由 利 本 荘 市 長 様

届出者 住 所 由利本荘市◇◇町○番

氏 名 株式会社□□□
代表 由利本荘 太郎

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和 6 年 6 月 1 日

2 変更の内容

・ 住宅用区画数の変更 20 区画 ⇒ 15 区画

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 6 年 9 月 15 日 ←

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 6 年 12 月 20 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

着手日の 30 日前までに届出が必要

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和6年6月1日

●-----着手日の 30 日前までに届出が必要

由 利 本 荘 市 長 様

届出者 住 所 由利本荘市◇◇町○番

氏 名 株式会社□□□

代表 由利本荘 太郎

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	由利本荘市△△町□□番（外○筆）
	2 開 発 区 域 の 面 積	5, 0 0 0 平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	スーパーマーケット（店舗面積 2, 5 0 0 m ² ）
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和 6 年 7 月 10 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和 6 年 11 月 30 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	（誘導施設以外の用途がある場合その用途と面積） 飲食店（床面積 300 m²） （担当者連絡先） 由利本荘市◇◇町○-○ ××設計株式会社 担当 □□ TEL：0183-○○-○○○○

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和 6 年 6 月 1 日 ● 着手日の 30 日前までに届出が必要

由利本荘市長 様

届出者 住 所 由利本荘市◇◇町○番

氏 名 株式会社□□□
代表 由利本荘 太郎

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 由利本荘市△△町□□番 (地 目) 宅地 (面 積) 1,000 m²
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 物の用途	金融施設 (床面積：400 m²)
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 令和 6 年 7 月 3 日 (完了予定年月日) 令和 6 年 10 月 25 日 (誘導施設以外の 用途がある場合 その用途と面積) (担当者連絡先) 由利本荘市◇◇町○-○ ××設計株式会社 担当 □□ TEL：0183-○○-○○○○

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行 為 の 変 更 届 出 書

令和 6 年 7 月 20 日

由利本荘市長 様

届出者 住 所 由利本荘市◇◇町○番

氏 名 株式会社□□□
代表 由利本荘 太郎

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和 6 年 6 月 1 日

2 変更の内容

・土地面積の変更 3,000 m² ⇒ 3,600 m²

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 6 年 8 月 25 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 6 年 10 月 25 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

着手日の 30 日前までに届出が必要

誘導施設の休廃止届出書

令和 6 年 6 月 1 日

由利本荘市長 様

届出者 住 所 由利本荘市◇◇町〇番

氏 名 株式会社□□□
代表 由利本荘 太郎

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の ~~休止~~ 廃止について、下記により届け出ます。

記

- 1 ~~休止~~ (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
 - ・名 称：◇◇スーパーマーケット
 - ・用 途：スーパーマーケット
 - ・所在地：由利本荘市△△町□□番
- 2 ~~休止~~ (廃止) しようとする年月日
・令和 6 年 7 月 10 日 ← 休止又は廃止しようとする 30 日前までに届出が必要
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 ~~休止~~ (廃止) に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) ~~休止~~ (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
 - ・建築物は取り壊し、跡地を売却する予定。
 - 除却予定時期：令和 6 年 9 月 1 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記載すること。